



Vol.160

トクちゃん新聞

4月号

ボードではなく、いまだに
スキー専門です。



令和3年4月7日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ スポーツの力

徳野



幽霊(優良?)会員となったスポーツクラブを昨秋退会し、体を動かす機会は月に3~4回のテニススクール程度となり、駅の階段でも息が弾んでしまうようになりました。

この冬、何度か子供をスノーボードに連れて行きました。彼らは、その日1日の中でも確実に成長します。朝出来なかったことが夕方帰るころには出来るようになる。**転びながらもチャレンジするからこそです。**チャレンジが大事とわかってはいても、ゴルフもテニスもスキーも、**適当にやる術を身に付けてしまった父としては、頭が下がるばかりです。**



五輪に関するニュースを政治的なものとして耳にしますが、**池江さんのメドレーリレー代表入りのニュース**は心底感動しました。白血病を患って「なんで私が」という思いはきっとあったと思いますが、つらく不安な闘病生活の後のハードな練習の末につかんだ今回の結果。その過程の**ほんの一面しか知らないんですが、感動**しました。インタビューを見て泣けました。息子と同年ということもあり、完全に親の気持ちです。「頑張ったな〜」「えらかったな〜」って。

スポーツってすごいな、って改めて思います。五輪となると、いわゆる「大人の事情」があるのは仕方がないとは思いますが、利権や面子ではなく**競技者のすごさを純粋**に見る機会となればいいのにな、と切に願います。

◆ 再構築補助金

廣島



再構築補助金の指針および公募要領が公表されました。当初の触れ込みに比べ補助対象事業が絞られた印象があります。また、事業計画のボリュームに対して第1回の締め切りまでの期間が短くハードルは高そうです。とはいえ、該当しそうな事業を計画されてましたら、チャレンジしたいですね！

第1回公募: 公募開始3月26日、申請受付開始 4月15日(予定)、応募締切4月30日

※公募は1回ではなく、令和3年度に複数回実施される予定です。

※事前着手承認制度については、2次公募以降変更可能性があるそうです。

申請方法: 電子申請

※jGrants(J Grants: 経産省開発の補助金申請システム)を利用した申請です。

※GビズIDプライムアカウントが必要です。



申請準備: 事業計画の策定/認定経営革新等支援機関との相談

※事業計画は、企業の弱み強み分析・新事業の市場分析・課題設定と解決方法の提示・実施体制・資金計画を15ページ程度でまとめます。

※弊社も認定経営革新等支援機関に登録しております。

◆ 一時支援金

小笠原



MyKomon「事務所からのお知らせ」でもご案内しておりますが、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者を対象に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)の給付があります。

◇**給付対象:**

- ①緊急事態宣言の再発令に伴い、**緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること**、又は、**発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。**
- ②**2021年の1月、2月又は3月の売上が2019年比又は2020年比で50%以上減少していること。**

◇**給付額:** 2019年又は2020年の対象期間(1月~3月)の合計売上-2021年の対象月の売上×3ヵ月

※上限金額: 中小法人等60万円、個人事業者等30万円

◇**申請受付期間:** 2021年5月31日(月)まで

申請には**確認支援機関の事前確認が必要**になります。ご不明な点等ありましたら弊社担当者までご連絡下さい。



◆ 税務スケジュール(4月)

4月12日(月)

・3月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

4月15日(木)

・所得税・消費税の確定申告・納税(3月15日から延長)
・前年贈与税の申告・納税(3月15日から延長)

4月30日(金)

・3月分 社会保険料の納付
・2月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
・8月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
・5月・8月・11月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

〈所得税・個人事業者の消費税の振替納税〉

・所得税 5月31日(月)へ延長
・個人事業者の消費税 5月24日(月)へ延長

喜多



健康保険料の保険料率が改定されます

令和3年3月分(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(大阪)	10.22%	10.29%
介護保険料率	1.79%	1.80%

※雇用保険料率の変更はありません

◆ 低解約返戻金型保険の所得税の取扱変更を検討中です。

北岡



保険契約時から一定期間は解約返戻金額が低く設定される“**低解約返戻金型生命保険**”等の所得税の取扱いの変更を**2021年6月末の改正**を目指し、**国税庁が検討**しているようです。

低解約返戻金型生命保険とは、例えば、**契約後10年間の解約返戻金額を大幅に少なくし、その後に引き上げるような契約**があります。節税目的に使われるケースとしては、まず、この保険の契約者や保険料支払者等を法人、被保険者を役員や従業員として保険契約を締結し、**解約返戻金額が低額な10年目に契約者等を法人から役員等に変更**し、保険契約の**権利を役員等に移行**し、**その翌年解約返戻金額が引き上げられる際に、役員等が保険契約を解約し解約返戻金を受け取る**流れです。

役員等が**受け取る解約返戻金**は、“**一時所得**”として課税されるため、いわゆる“**2分の1課税**”が適用され、法人契約のまま解約するより**節税効果が期待**できます。

この保険契約変更時に役員等が受け取り給与課税される**経済的利益**について、現在**解約返戻金額で評価**しているのですが、これを解約返戻金が法人の資産計上している保険料の7割未満の場合は、“**資産計上額**”で評価するように見直す方向で検討がされているようです。

改正されれば金額として**解約返戻金 < 「資産計上額」**ですので、**節税効果が大きく薄れる見込み**です。



◆ 領収証での経費精算 クレジットカード利用のものにご注意を!

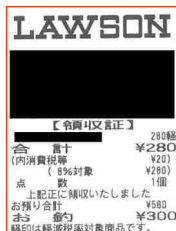
大熊



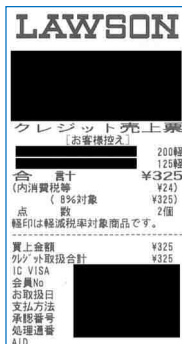
突然ですがクイズです!

こちらの2枚のレシート、いずれも同じローソンで購入したのですが購入した物や金額以外で違うところがあります。どこでしょう?

(A)



(B)



答えは、

- (A) 領収証
- (B) クレジットカード売上票(利用控)

でした!

「どっちも同じじゃないの?」と思われる方、要注意です。

例えば、経費を個人で立替払いしている場合...

(B) の利用控を領収証と扱い経費計上

かつ

数週間遅れでカード会社から届いた利用明細からも経費計上

⇒**経費の二重計上**となってしまいます。

特に**社長さまの場合**、会社のカードを持ち歩いていることも多いため(A)と(B)が混ざる可能性が高くなると思います。ご注意ください。



◆ スタッフより

信貴



私事で大変恐縮ですが、4月に退職することになりました。

担当させて頂いた会社の皆様には大変お世話になり、心からお礼申し上げますとともにこれからのさらなるご発展をお祈り申し上げます。

また、「月次(げつじ)」を「つきじ」と読んでしまうくらい本当に会計人として何の知識もなかった私を一から育ててくださった徳野会計事務所の皆様には大変感謝しております。

人間としても素晴らしい先輩方から人として大事なこともたくさん学ばせて頂きました。

それを忘れず、今後に活かしていきたいと思っております。

皆様、本当にありがとうございました!



◆ クイズ

伊藤



令和3年4月より、社会保険の算定基礎届や賞与支給時の届出関係において変更がありました。

次のうち、正しいものはどれでしょうか。

- ①算定基礎届提出時の**総括表**が**廃止**になった。
- ②賞与支払届提出時の**総括表**が**廃止**になった。
- ③賞与を支給しなくなった際に**新しい報告書**を提出することになった。

これらは、**電子申請利用の促進**のためとのこと。

答えは、すべて〇なんです。

事務処理が少しでも楽になるならよいですね。

